

縦横無尽に各国の刑事法にアプローチ、 「法」という社会現象を丸ごと解明する



れの国の法律とそれぞれの社会との関係——、なぜ、こうした法律をつくったのかということまで研究するところに特徴があります。法律とその背景にある社会との縦的な関係にまで踏み込んで研究しているのです。これを、「縦的な比較」と呼んでいます。

「横的な比較」と「縦的な比較」

を同時に行うというのが、私の研究手法の特徴です。私は、単に法律を比較するのではなく、その法律が生まれた必然性をその国の社会や歴史から解明したうえで、比較することを重視しています。そこで、社会特質論的なアプローチを行っているわけです。これは独特な研究スタイルと言えます。

たとえば、資本主義か社会主義か、といった社会体制論的見方があります。これは外在的なものであり、外から見える枠組みに過ぎません。多くの社会現象は、その枠組みの中の骨や肉、枠組みの後ろにある文化的な背景で決まります。したがって、社会体制からの比較だけではじゅうぶん説明しきれません。そこで、もう一つ概念である社会特質論からのアプローチを重視しているわけです。

社会体制の裏には、それぞれの社会が一番大切に



している力、皆が信じている社会の原点があります。それが社会特質であり、社会特質から法律にアプローチすることが、法律を正しく理解するために有効なのです。

権力社会、法律社会、文化社会

——日米中の社会特質は？

社会特質論でいうと、中国は権力社会です。これに対してアメリカは法律社会で、日本は文化社会といえます。そのそれぞれの社会特質が、刑事法に違いをもたらしています。

そもそも犯罪と刑罰の概念が各国で違います。中国では、犯罪の「質と量」が問われます。これに対して日本では、犯罪を純粹に「質」的概念で

「横的な比較」と「縦的な比較」で 各国の刑事法を分析する

私の専攻は比較刑事法。その名が示すように、それぞれの国の刑事法を比べるという研究です。

通常、比較刑事法というと、刑事法自体の国による違いの比較をすることを意味します。つまり、法と法との比較で、私はこうした手法を「横的な比較」と呼んでいます。日本や中国、アメリカなどの刑事法を横に並べて比較するやり方だからです。

私の研究手法は、「横的な比較」と同時に、それぞ

とらえています。

たとえば、窃盗罪。中国で泥棒に遭って警察に通報したら、「いくら盗られたか」がまず問われます。一定の金額以上を盗らないと窃盗罪にならないのです。これに対して、日本では「盗った」こと自体で窃盗罪が成り立ちます。大阪の中学生がコンビニエンスストアの電源から無断で携帯電話を充電したことで、窃盗罪として送検されたケースがあります。

社会的背景を知ると 法律の理解が深まってくる

金額からいえば数円程度でも、日本では窃盗罪に問われるのです。中国では、少額の万引きでは警察は動きません（資料参照）。

窃盗罪に対する概念の違いは、社会特質論で説明できます。先ほど中国は権力社会であるといいました。共産党の一元独裁で、少数の人間が社会秩序の維持を担っています。どうしても、管理するマンパワーが足りませんから、影響の大きいものに絞り込んで一罰百戒的な波及効果をねらうこととなります。一方の日本は文化社会です。つまり、道徳的に悪いことイコール犯罪という考え方により、金額の多少より窃盗という行為そのものを罪とするわけです。アメリカは法律社会です。アメリカ法の精髓は、市場経済における競争ルールの確立にあります。そこで、経済犯罪など市場競争に影響を与えるものには重い刑罰を与えます。一方で、市民の人身の自由を重視してきますから、経済犯罪以外では、程度の軽いものはあまり重視しないのです。

のかを知ることが必要なのです。その意味でも法律家には、相互理解を進めるための宣教師的役割が求められてきます。なお、一橋大学と中国人民大学、釜山大学の日中韓3大学で行っている「東アジア共通法の基盤形成に向けて」というプロジェクトの目的の一つは、それぞれの国の法律の背景にあるものを解明することにあります。

3カ国以上の比較から 違ったものが見えてくる

比較というと二つのものを比べることが多いですが、私の研究方法のもう一つの特徴は、三つ以上のものを比較するよう提唱していることです。

日本では、2009年に裁判員制度がスタートしました。その導入に際してアメリカの陪審制を参考にしました。中国では人民陪審制が60年以上続いていましたが、1997年にいったん廃止されていきました。それは、陪審員のなり手がいない、陪審員の判断に権威がないといった理由があります。陪審員制度でも、日米中を比べてみると、もう一つ別な側面がみえてきます。日本の裁判員制度をみると今はうまくいっていますが、今後長く続くかどうかは、平等社会意識、仲間意識の強い日本社会とどう折り合いをつけていくかにかかっています。たとえば、裁判員によってまちまちな量刑が示された場合、日本社会はそれを容認できないのでしょうか。（談）

資料：日本と中国の「窃盗罪」の違い

【中国の刑法】
第二六四条 公私の財物を窃取した者は、その額が比較的多数であるか、又は数回にわたって窃取した場合、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。
一 金融機関で窃盗し、その額が特に巨額である場合。
二 珍貴文物を窃取し、その情状が重い場合。

【日本の刑法】
第二三五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処する。

では、アメリカはどうか。実は罪種によって違ってくる。経済犯罪については、日本のように質、犯罪が行われたこと自体を厳しく問う傾向があります。ところが、それ以外の場合は、中国のように「質と量」で判断されるのです。

だからといって中国では、窃盗は軽い刑かというところというわけではありませぬ。いったん窃盗罪に問われると、死刑の可能性まであるのです。つまり、中国での犯罪と刑罰の特徴が「狭くて重い」といえます。これに対して、日本は「広くて軽い」といえますし、アメリカは罪種によって違うというわけです。

法学研究科教授

王雲海 (Wang Yunhai)

1982年中国西南政法大学卒業、1982年中国政法大学教師、1983年中国人民大学大学院、1984年来日、一橋大学で法学修士、法学博士号取得、1999年～2000年米国ハーバード大学客員研究員、2003年より一橋大学教授。著書に、『監獄行刑的法理』（中国人民大学出版社）、『日本の刑罰は重いか軽いか』（集英社）など。